

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第9回）議事録

■日時 平成30年3月20日（火）午前10時00分～午前11時47分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

平手第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、藤倉委員、宮越委員

■議事内容

審議

(1) 「（仮称）品川北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、悪臭、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

(2) 「（仮称）芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 大気汚染、日影、自然との触れ合い活動の場について審議を行い、自然との触れ合い活動の場に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第9回）

速 記 録

平成30年3月20日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午前10時00分開会)

○東條オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員11名のうち、9名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手第二部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から、30名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手第二部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「(仮称)芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案に係る項目別審議」とその他となっております。

それでは、「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

それでは、資料1-1の1ページ目をご覧ください。環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議についてでございます。

今回選定した環境影響評価の項目なのですが、12項目ございます。大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス、以上の12項目でございます。

それでは、2番をご覧ください。選定しなかった環境影響評価項目としては、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場については選択してお

りません。特にこちらについては意見がございませんでした。

次に、3番の都民の意見及び周知地域区長の意見でございます。2ページ目をお開きください。

今回の都民の意見及び周知地域区長の意見でございます。1番にその件数を記載してございますが、都民からの意見書は0件、周知地域区長からの意見としては2件ございます。

周知地域区長からの意見としまして、まず、港区長からの意見がございました。今回、環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法や評価の基準などについて、内容及び表現を工夫し、この計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。

2番では、計画地周辺の住民及び関係者などからのまちづくりを含めた意見あるいは要望などを尊重し真摯に対応してくださいとなっております。

各論でございますが、風環境についてでございます。ビル風対策に係る検討を十分に行い、地上部分や2階デッキなどの歩行者空間の安全性確保に努めてくださいとなっております。

景観についてですが、今回の建物が長大な壁面のようにつながって見えるようになることで、眺望景観を阻害することが考えられます。詳細な検討を行うため、景観調査地点（フォトモンタージュ）に、次の地点を追加してくださいとなっております。

それでは、オレンジ色の環境影響評価調査計画書の142ページをご覧ください。今回、計画地が南北に長く広がっている。超高層の建物がこの4つの敷地にそれぞれ建つわけですので、長大な壁面のようにつながる。そういうことによって、眺望景観を阻害するということから、この3つの地点について、景観の調査地点を加えてくださいというものでございます。

泉岳寺境内（墓地前）ということで、1の泉岳寺前の付近ということです。

あと、区立芝浦中央公園内ということで、これはどこかといいますと、143ページをご覧ください。ただきますと、7番に芝浦中央公園内というものがございます。

新幹線車窓となっております。

調査に関しては、計画地の全容を再現した上で検討を行ってくださいとしております。また、建築計画に際しては、周辺の街並みに配慮した建物の配置、形状、デザインとなるよう十分な検討を行い、必要に応じて協議をし、評価書案の提出までに景観法に基づく行為の届け出を提出してくださいとなっております。

次に、温室効果ガスについてでございます。3ページでは、温室効果ガスの排出量抑制のた

め、自転車シェアリングポートの設置及びちいばすの停留所の設置を検討してくださいとなっております。

あと、品川区長からでございますが、環境全般のことが書かれていまして、工事中あるいは工事完了後は事後調査をして、環境影響評価の予測と異なる状況がある場合には、必ず区に報告して、迅速な対策を講じてくださいとしています。

電波障害です。これも、障害が発生した場合には迅速に対応することと、予想範囲外の地点においても、この事業が原因で障害が発生した場合は同様に对应してくださいということです。

その他でございますが、区内において調査などを実施する場合には、当区の所管部門と連携し、十分な住民説明を実施してくださいというものでございます。

これらにつきまして、港区長の総論である1と2についても表現を工夫するとか、あるいは2は真摯に対応するという事で事業者のほうから見解をいただいております。

各論について、景観についても、泉岳寺境内（墓地前）とか区立芝浦中央公園内につきまして、調査計画書の中でより近い場所を選んでいますが、極力見やすいところで調査するという見解をいただいております。

あと、新幹線車窓からの景観についても、事業者のほうで対応するという事でございます。

したがって、景観については事業者のほうで対応するという事でございます。

温室効果ガスについても、自転車シェアリングポートだとかちいばすの停留所といったものも関係機関と調整していきますという事でございます。

品川区長からの意見である1、2、3ともに、事業者のほうとしてはそれぞれ対応していくという見解をいただいております。

それでは、1ページの1番にお戻りください。1番について、それぞれ委員からの意見でございます。

まず、悪臭でございます。悪臭の予測に当たっては、設備計画及び現況調査結果をもとに、定性的に予測するとしているが、本事業では新たにバイオガス利用施設を設置することから、予測の根拠を明らかにした上で、予測・評価することとなっております。

これにつきまして、オレンジ色の調査計画書の119ページをお開きいただけますでしょうか。バイオガスを設置するに当たっては、悪臭について予測・評価をするようになっております。この119ページの予測方法におきましては、ここに書いていますとおり、バイオガス利用施設

の稼働に伴う臭気を定性的に予測するということとしております。

評価の指標としては、計画地周辺に臭気による著しい影響を及ぼさないこととしてございます。

これにつきまして、当然ながら予測の根拠を明らかにした上で、予測・評価することという意見でございます。

次に、騒音・振動でございます。本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、個々の街区における建設工事に伴い、それぞれ環境の変化が生じるおそれがあると予想されるため、必要に応じて、各街区における建設機械の稼働による影響が最大となる時点について、予測・評価することとしてございます。

これにつきましては、調査計画書の6ページをお開きください。建築計画の概要を見ていただきますと、1街区で延床面積が15万5,000m²、3街区で20万9,000 m²、4街区では46万m²ということで、それぞれの区画ごとにアセス対象の規模に匹敵するという事業計画でございます。そういうことから、最大となる時点というだけではなくて、各街区において建機の稼働による影響が最大となる時点について予測・評価をすることとなっております。

また資料にお戻りください。次に、風環境でございます。計画建築物の2階部分にはオープンデッキ、広場を設置するとともに、2街区、3街区及び3街区、4街区の街区間を接続し、計画地全体及び街区間の歩行者空間を確保する計画であり、特に4街区では、新駅と街が一体となった交流空間を整備することから、これらの区域においても適切に予測地点を設定し、風環境の変化の程度について、予測・評価することとなっております。

説明は以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、ただいまの説明について、項目を担当されている委員から何か補足することはございますでしょうか。

それでは、私のほうから1点。風環境ですけれども、事務局から話がありましたように、今回の規模は非常に大きいということで、特に新駅も一体となっているということがあります。計画地内といえども、不特定多数の方が利用される可能性が非常に高く、公共性が高いということから、風環境の問題につきまして、注意喚起的な意味合いもございますけれども、知事意見として出させていただいた次第でございます。

風環境については以上ですが、ほかの項目で何かございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 今、平手先生から注意喚起的なということがありましたけれども、騒音のほう

も、非常に広いので、そして騒音というのは局所的な性質も強いので、広範囲なのでそれぞれについてきめ細かく予測をしてくださいという意味です。

○平手第二部会長 本日は資料としては配られていないのですが、区長からの意見に対する事業者の見解というのがきっちりと書かれております。

例えば景観につきましても、港区長から意見がございましたが、それに対しても真摯に対応しているということで、知事意見としてはこの3つに絞らせていただいた次第でございます。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 文言についてなのですが、悪臭で現地調査はすると言っているのですが、定性的に予測するとなっているので、私もこれでよいかと思うのですが、予測の根拠を明らかにした上で定量的に予測評価することというように、定量的になどと入れなくてよろしいですか。

○真田アセスメント担当課長 これにつきまして、過去の悪臭だとかの予測評価におきましては、他の類似事例をもとにして、定性的に予測するという手法を今までとってきておるといことで、そうした場合に、なぜそれと今回のバイオガスの利用施設を評価できるのか。その比較が妥当なのかということをお明らかにしてくださいということとなります。

今回、特に定量的に予測・評価というところまでは求めてはいないということでございます。

○平手第二部会長 よろしいですか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡・文化財が選定されていないことについては、全く異議はないのですが、104ページの選定しなかった項目及びその理由のところ、土壌汚染の一番頭のほうに地歴について書いてありまして、明治末期までは海であり、それが埋め立てられたと記載されております。

江戸時代に、この場所かどうかは分からないのですが、屋敷地を拡大するために、屋敷地に限らず民有地でもそうなのでしょうけれども、海岸線等を少しずつ埋め立てを海に張り出していったりとか、そういうこともありますので、今後、この次の評価書案がつけられると思うのですが、今回の調査計画書だけでは、どうもネットのデータだけを使っているような感じがいたしますので、前から申していることなのですが、できましたら、港区の教育委員会の方に連絡をとって、そういうものが発見される可能性があるのかとか、現状では確かに何もないので、将来的にも何もなければなりませんけれども、なるべ

く教育委員会と連絡をとってやって、連絡をとりましたよということが、この評価書案に一言でもいいですから反映されるような形でやっていただけると、私としても安心ができるかなというお願いでございます。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 それにつきましては、事業者のほうにきちんと伝えていくことにいたします。

○平手第二部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

引き続き、総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の4ページをお開きください。

「（仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）でございます。

審議経過でございます。

本審議会では、平成30年1月29日に「（仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見などを勘案して、その内容について検討したとなっております。

都民の意見は特になかったところでございます。

審議経過につきましては、5ページにございます付表のとおりでございます。

次に、審議結果でございますが、これにつきましては、先ほどのものと内容が同じですので、省略をさせていただきます。

その他でございます。環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査などが必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応することとしてございます。

説明は以上でございます。

○平手第二部会長 ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で、次回の総会に報告いたします。

次に、「（仮称）芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、大気汚染について事務局から説明をお願いします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、大気汚染でございます。

次は、このネズミ色の大きな分厚い「（仮称）芝浦一丁目建替計画」の評価書案に沿って説明をさせていただきます。

それでは、環境影響評価書案の59ページをお開きください。大気汚染でございます。

今回、この大気汚染なのですが、表8.1.1で現況調査をしております。「調査事項及び選択理由」ですが、調査事項につきましては、大気質の状況、気象の状況、地形及び地物の状況、土地利用の状況、発生源の状況、自動車交通量等の状況、法令による基準等となっております。

調査地域でございます。61ページをお開きください。こちらの調査地域なのですが、今回の事業の種類とか規模、大気汚染の発生源、大気汚染物質の発生源の状況や拡散の程度を勘案し、61ページに示す位置といたします。

調査方法でございます。

大気質の状況でございます。大気質の状況につきましては、既存資料調査及び現地調査による方法によるとしてございます。

62ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは現地調査でございます。

場所につきましては、64ページをお開きください。現地調査の場所でございます。二酸化窒素、NO₂につきましては、64ページの計画地内にあるA地点及びその周辺の周辺道路の沿道8地点、No. 1からNo. 8がございますが、この合計9地点で二酸化窒素について調査しております。

浮遊粒子状物質につきましては、SPMですが、計画地内のA地点で調査を実施してございます。

今回、平成23年から平成24年に現地調査を行った後、さらに調査地点を追加したこと、時間を経過したことによる調査結果の違いの有無を確認することから、平成28年から29年にも現地調査を行ってございます。

65ページをお開きください。ほかの調査ですが、気象の状況から地形及び地物の状況あるいは土地利用の状況、自動車交通量等の状況につきましては、既存資料調査と現地調査の両方を実施しているところでございます。

68ページをお開きください。調査結果でございます。まず、大気質の状況でございます。既存資料調査の結果でございますが、まずは、二酸化窒素からです。68ページの表8.1-7をご

覧ください。計画地周辺の測定地における平成27年度の二酸化窒素の調査結果でございます。これにつきましては、一般局の日平均の年間98%値が0.042ppm～0.046ppm、自排局の日平均の年間98%値が0.048ppm～0.052ppmでございます。全ての測定局で環境基準を達成しているところでございます。

次に、68ページの下にあります図8.1-4をご覧ください。過去5年間の年平均の推移ですが、各測定局ともおおむね横ばいもしくは緩やかな減少傾向を示してございます。

69ページをお開きください。今度はSPM、浮遊粒子状物質でございます。これも69ページの表8.1-8をご覧ください。こちらを見ていただきますと、一般局におけます日平均の2%除外値は0.051mg/m³～0.053mg/m³、自排局の日平均の2%除外値が0.052 mg/m³～0.062mg/m³でありまして、全ての測定局で環境基準を達成しているというところでございます。

その下の図8.1-5をご覧ください。過去5年間の年平均値の推移ですが、各測定局ともおおむね横ばいもしくは緩やかな減少傾向を示しているところでございます。

70ページをお開きください。今度は現地調査の結果でございます。

下の表8.1-9をご覧ください。先ほどの一般環境の計画地内におけるA地点、あとは道路沿道のNo.1からNo.8についてでございます。

計画地内A地点の期間平均値は0.023ppm～0.032ppmで、日平均値の最高値は0.028ppm～0.051ppmでございます。

計画地内の調査結果は、既存資料の一般局の測定値と比較すると、ほぼ同程度の値となつてございました。

道路沿道調査地点につきましては、期間平均値が0.023ppm～0.061ppm、日平均値の最高値が0.030ppm～0.079ppmであり、この中でNo.2の地点が最も高い値でございました。

道路沿道の調査結果は、既存資料の自排局の測定値と比較すると、No.2、No.3、No.5以外はほぼ同程度の値となつてございました。

71ページをお開きください。浮遊粒子状物質、SPMでございます。表8.1-10をご覧ください。計画地内のA地点の期間平均値が0.018mg/m³～0.021mg/m³、日平均値の最高値が0.027mg/m³～0.044mg/m³でございます。1時間値の最高値が0.055mg/m³～0.06mg/m³でありまして、計画地内の調査結果は既存資料の一般局の測定値と比較すると、ほぼ同程度の値だったということでございます。

71ページの気象の状況でございます。

下の表8.1-11をご覧ください。こちらは東京管区气象台における平成27年度の観測結果で

すが、平成27年度の年間平均風速2.8m/秒です。最多風向は北北西となっております。

73ページをお開きください。こちらは現地調査になります。表8.1-12をご覧くださいますと、現地調査では風速の期間平均値が1.2m/秒から2.0m/秒、最大風速が3.3m/秒から6.9m/秒でございました。また、風向については、夏季は南東、秋季1は北東、冬季1と春季1は西北西の頻度が最も高くなったということでございます。

74ページをお開きください。地形及び地物の状況ですが、こちらについては75ページをご覧ください。計画地及びその周辺はT.P.+2m~5mの平坦地となっております、黒で囲まれた計画地周辺の地物の状況なのですが、周辺には中高層の建築物が多く立地しているという場所でございます。

76ページをお開きください。こちらは土地利用の状況ですが、3パラグラフ目をご覧くださいますと、計画地周辺の主な公用施設につきましては、81ページをご覧くださいませでしょうか。黒で囲まれた計画地周辺については、オレンジ色のマーカーをしているのが幼稚園あるいは学校でございまして、水色のマークの部分が病院でございます。緑色につきましては公園でございまして、こういったものが分布してございます。

また、現在、計画地内には、区立の新浜公園というものがございます。計画地近傍には、計画地周辺から東方向約150mに、運河沿いに芝浦運河沿緑地、北方向200mに区立の浜崎公園、南方向約250mに、No.17にありますけれども太陽の子シーバンス保育園がございます。

82ページをお開きください。発生源の状況でございます。

計画地及びその周辺における大気汚染物質の主要な発生源は、主要地方道日本橋芝浦大森線や首都高速二号線、首都高速一号線を走行する自動車があります。また、日の出ふ頭などに発着する船舶も発生源の一つとなっていると考えられます。

しかし、計画地及び周辺には、固定発生源となるような大規模な工場・事業場は存在していない状況でございます。

それでは、自動車交通量等の状況でございます。

まず、既存資料調査でございますが、下の表8.1-14をご覧くださいませでしょうか。平日の12時間交通量なのですが、No.1からNo.7の首都高速一号線が8,400台~8万2,800台、No.8の首都高速二号分岐線が約5万9,700台、No.9からNo.10の首都高速二号線が約3万4,400台~7万6,900台となっております。

一番下のパラグラフなのですが、経年変化をみていただきますと、表8.1-15、83ページなのですが、首都高速一号線の交通量が近年、増加している傾向にあるということでございます。

す。

84ページをお開きください。現地調査の結果でございます。こちらにつきましては、表8.1-16にありますとおりでございます。調査地点の位置なのですけれども、こちらにつきましては64ページをお開きいただきますでしょうか。大気質とか道路沿道の大気調査地点と同じなのですけれども、64ページに示しますようなNo.1からNo.8の地点を選定してございます。

また84ページにお戻りいただけますでしょうか。表8.1-16に戻っていただきますと、交通量としてはNo.8が最も多く、4万5,108台で、大型車の混入率は12.3%でございました。最も少ないのはNo.3の2,117台/日でございまして、大型車の混入率は12.6%となっております。

85ページをご覧ください。予測でございます。

予測事項としては工事の施行中、工事の完了後ということで、それぞれア、イあるいはウに掲げる項目について予測をしてございます。

次に、予測の対象時点でございます。まず、工事の施行中なのですが、建設機械の稼働に伴い発生するNO₂及びSPMの予測につきましては、工事の各時期において、建設機械による汚染物質の排出量が最大となる時期としてございます。

まず、第Ⅰ期がS棟ということで、南棟と低層棟の建設工事期間をⅠ期とし、二酸化窒素が工事着工後18カ月～29カ月目が最大としております。浮遊粒子状物質につきましては、工事着工後16カ月～27カ月目としております。

次に、北棟と低層棟の建設工事期間をⅡ期といたしまして、こちらにつきましては、NO₂あるいはSPMともに工事着工後83カ月～94カ月目を最大となる期間としてございます。

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測なのですが、工事の各時期において工事用車両が最大となる時期としております。Ⅰ期では、工事着工後18カ月目、Ⅱ期では工事着工後90カ月目と設定してございます。

次に、工事の完了後でございます。工事完了後なのですが、建物が供用されるのが平成42年度ということで、対象時点としては平成42年度としてございます。駐車場利用の車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測は、関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質と同様、平成42年度でございます。

あと、熱源施設の稼働がございまして、それに伴い発生する二酸化窒素の予測は、やはり関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様に平成42年度としてございます。

86ページをお開きください。予測地域（予測地点）でございます。まず、工事の施行中に

つきましては、建設機械の稼働に伴う影響の予測範囲として、計画地を中心とした800m程度の範囲としてございます。

87ページをご覧くださいませでしょうか。工事用車両の走行に伴う影響の予測地点なのですが、こちらにありますとおり、工事用車両の走行ルートに沿道となりますここに記載してございます8地点としてございます。その中で、図面の右側にありますNo.1とNo.2につきましては、首都高を走行する自動車からの排ガスも考慮してございます。予測地点の高さは地上1.5mとしてございます。

次に、工事の完了後につきましては、関連車両の走行に伴う影響の予測地点につきましても87ページの図8.1-12と同じとなっております。こちらにもNo.1とNo.2については、首都高を走る自動車からの排ガス量も考慮してございます。

駐車場利用の走行に伴う影響の予測範囲は、計画地を中心とした800m程度の範囲としております。

また、熱源施設の稼働に伴う影響の予測範囲は、計画地を中心とし約3.5kmの範囲としてございます。こちらにも予測地点の高さは地上1.5mとしてございます。

88ページをお開きください。予測方法です。こちらにありますとおり、建設機械の台数とか気象条件などから、ブルーム式、パフ式を用いて拡散計算を行うことで予測をしてございます。

89ページをお開きください。今回の予測条件でございます。建設機械の種類と台数でございませますが、こちらは下の表にありますとおり、杭打機等、以下のとおりとなっております。

91ページをお開きください。次は排出源の位置でございませますが、これにつきましては、92ページと93ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの黒い丸が建設機械の移動を考慮して、計画地内に均等配置した排出源の位置でございませ。排出源の高さは仮囲いが周囲にあります、その高さ3mからの廃棄上昇の高さを考慮して、排出源の高さを4mとしてございませ。

今回、敷地の東側の芝浦運河にテラスをつくるという工事がございませるので、それを考慮して、排出源の高さは1mとしてございませ。

予測結果の最大濃度、着地地点の選定方法は、計画地の敷地境界を基本としておりますけれども、Ⅰ期工事及びⅡ期工事ともに芝浦運河内においてテラスなどの工事を行うに伴う建設機械を配置することから、この運河内も工事となるため、計画地東側については芝浦運河の東岸の境界としてございませ。

94ページをお開きください。大気汚染に必要な気象条件ですが、こちらは東京管区気象台の平成27年度の観測結果を使うとしてございます。

95ページをご覧ください。工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度ですが、こちらも工事の施行中と考え方は同様でございます。

96ページをお開きください。予測条件でございます。今回、予測地点の工事の施行中の将来交通量につきましては、96ページの表8.1-21、97ページにあります表8.1-21(2)のとおりとなっております。

予測に当たりましては、Ⅰ期工事での工事車両台数が最大となる工事着工後18カ月目、Ⅱ期工事での工事用車両台数が最大となる工事着工後90カ月目のそれぞれの台数が1年間続くものと設定し、1日当たりの工事用車両台数を算出しているということでございます。

98ページをお開きください。今回の道路条件でございますが、下の表8.1-22のとおりとなっております。

100ページをお開きください。今度は工事の完了後なのですが、こちらにつきましても工事の施行中と同じ考え方で、拡散計算による予測をしてございます。

101ページをお開きください。工事の完了後の将来交通量につきましては、101ページの表8.1-24のとおりとなっております。このうちNo.1とNo.2につきましては、首都高を走行する自動車台数につきましても考慮してございます。

102ページをご覧ください。こちらは排出係数となっております。工事の施行中と同じ平成32年度と同等なものとして設定をしてございます。

103ページをご覧ください。駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度も他の予測と同じでございます。

104ページをご覧ください。予測条件としては、駐車場利用台数でございますが、その利用条件としては、表8.1-26のとおりとなっております。計画建築物の駐車場利用台数については、発生集中交通量をもとに設定しているということでございます。

駐車場内の走行経路をもとに駐車場内の走行距離を求めてございます。

あと、駐車場内の平均走行速度は時速10km、煙源の位置につきましては、105ページにありますとおり、排気口の高さはG.L.+2.0mの位置としてございます。

107ページをお開きください。熱源施設に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度も、他の予測方法と同じでございます。

108ページをご覧ください。熱源施設の諸元につきましては、ガス吸収式冷温水機、コジェ

ネレーション発電機、給湯ボイラとなっております。

排気口の高さなのですが、こちらにありますとおり、それぞれG. L. +222. 4mの位置に排気口の高さが計画されてございます。

110ページをお開きください。予測結果につきましては、評価とあわせて説明をさせていただきます。

それでは、少し飛びまして125ページをお開きください。環境保全のための措置というものでございます。まず、工事の施行中としては、建設機械に関する保全のための措置としては、排出ガス対策型建設機械を使用する、あるいは敷地の外周に高さ3mの仮囲いを設置するとなっております。

あと、工事用車両に関する保全のための措置としては、工事用車両の走行経路を限定するというものです。

予測に反映しなかった措置としては、まず、建設機械については集中稼働を行わないようにし、効率的な稼働に努める。あるいは、排出ガス対策型建設機械の積極的な採用に努める。または、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置といった粉じんの飛散対策を講じるとしてございます。こういったものについて措置を行うとしてございます。

126ページをお開きください。工事の完了後でございます。予測に反映した措置としては、熱源施設の燃料は都市ガスとしてございます。熱源施設の煙突の位置は、高層棟の屋上(G. L. +222. 4m) に設置するとしてございます。

予測に反映しなかった措置としては、事務所利用者や商業施設利用者などには、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。あるいは、駐車場出入り口には必要に応じて誘導員を適切に配置し、円滑な交通流を確保するとともに、車両の集中化を避けるといったことなどとなっております。

熱源施設に関する保全のための措置としては、設備機器の整備、点検に努めるとなっております。

127ページをお開きください。評価でございます。評価につきましては、指標は二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」、浮遊粒子状物質については「大気汚染に係る環境基準について」としてございます。

128ページをお開きください。まず、工事の施行中なのですが、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。こちらにつきましては、111ページをお開きください。カウンター図でございます。こちらは建設機械の稼働に伴

うNO₂の寄与濃度でございます。まず、こちらにつきましてはI期工事でございます、最大濃度着地地点につきましては、敷地の南側になってございまして、0.0919ppmとなっております。これにバックグラウンド濃度を加えますと、0.03219ppmとなりまして、日平均値の年間98%値は0.055ppmで環境基準を満足するとなっております。寄与率が28.6%となっております。

113ページをお開きいただけますでしょうか。こちらはNO₂なのですが、II期工事、工事着工後83カ月～94カ月目のほうでございます。最大濃度着地地点は、今度は敷地の北側に0.00734ppmとなっております、バックグラウンド濃度を加えますと0.03034ppmとなり、日平均値の年間98%値は0.052ppm、寄与率24.2%となり、環境基準を満たすとなっております。

次に、隣の112ページをご覧ください。今度はSPM、浮遊粒子状物質の寄与濃度でございますが、まずはI期工事でございます。こちらは最大濃度着地地点、敷地の南側になってございまして、0.00235mg/m³となっております。こちらにバックグラウンド濃度を加えますと、0.02435mg/m³となりまして、日平均値の2%除外値は0.054mg/m³、寄与率は9.7%となります。こちら環境基準である0.1mg/m³を下回ってございまして、環境基準を満足するとなります。

114ページをお開きください。こちらは建設機械の稼働に伴うSPMのII期工事のほうでございます。最大着地濃度地点は図面のコンター図で分かるとおおり、敷地の北側になりまして、0.00183mg/m³となっております。バックグラウンド濃度を加えますと、0.02383mg/m³でございまして、こちらは日平均値2%除外値が0.053mg/m³でありまして、寄与率が7.7%、こちら環境基準を満足するとなっております。

129ページをお開きください。今度は、工事用車両の走行に伴って発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。130ページと131ページの見開きをご覧ください。予測した二酸化窒素の将来濃度、年平均値を日平均値に変換した値はI期、II期ともに0.044ppm～0.0048ppmであり、環境基準を満足しているとなっております。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期、II期ともに0.1%未満となっております。

次に、下の段にあります表8.1-36(2)と表8.1-36(4)をご覧ください。こちらは浮遊粒子状物質でございますが、将来濃度、年平均値を日平均値に変換した値はI期、II期ともに0.051mg/m³になってございまして、環境基準を満たすとなっております。工事用車両の寄与率はI期、II期ともに0.1%未満となっております。

132ページをご覧ください。今度は工事の完了後でございます。こちらにつきましては、133ページの表をご覧ください。まず、表8.1-37(1)でございますが、予測した二酸化窒素の将来濃度、年平均値を日平均値に変換した値は、0.044ppm～0.048ppmとなっております、環境基準を満たすとしております。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満から0.6%というものでございます。

また、表8.1-37(2)、下の段を見ていただきますと、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度、年平均値を日平均値に変換した値は、0.051mg/m³でありまして、こちらも環境基準を満たすとしております。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満となっております。

次に、134ページをご覧ください。これは駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。こちらにつきましては、121ページをご覧くださいませでしょうか。こちらもコンター図となっております。駐車場利用車両の走行に伴うNO₂の寄与濃度なのですが、最大濃度着地地点は敷地の南西になってございまして、0.00149ppmとなっております。これにバックグラウンド濃度0.023ppmを加えると、0.02449ppm、寄与率が6.1%となっておりまして、環境基準を満足するとなっております。

122ページをお開きください。今度は駐車場利用車両の走行に伴うSPMの寄与濃度でございます。こちらも最大濃度着地地点は敷地の南西になってございまして、0.00001mg/m³未満となり、これにバックグラウンド濃度を加えると0.022mg/m³、寄与率は0.1%未満となっております、環境基準を満たすとなっております。

124ページをお開きください。最後になりますが、熱源施設の稼働に伴うNO₂、二酸化窒素の寄与濃度でございます。こちらにつきましては、最大濃度着地地点は海の上となっております、0.00002ppmとなっております。陸地においては、地図の左上のほうにありますけれども、■の地点となっておりまして、こちらも0.00002ppmとなっております。それぞれバックグラウンド濃度を加えますと、最大濃度着地地点及び陸域における最大濃度着地地点ともに0.02302ppmとなり、寄与率は双方とも0.1%未満となっております、環境基準を満たすという結果でございます。

説明は以上となっております。

それでは、資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。資料の6ページでございます。今回、都民の主な意見はございませんでした。関係区長の意見としては、7ページをご覧くださいませと、品川区長は、意見としてはございませんでした。港区長からは、建設作業に当たっては、騒音、振動、粉じん等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じて

くださいとなっております。

事業者のほうから、これについては対応するという見解をいただいているところでございます。

こちらにつきまして、担当委員であります日下委員と検討した結果なのですけれども、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、日下委員、何か補足することはございますでしょうか。

○日下委員 特にございません。

○平手第二部会長 それでは、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木委員 評価書の32ページの(2)の地上解体工事の2番目のパラグラフなのですが、解体工事に先立ち、アスベストの有無を云々と書いてありまして、アスベストの使用が確認された場合には、解体にかかわるアスベスト防止マニュアルに従って、大気汚染防止法、環境確保条例等の関係法令に基づき、適切に処理、処分をすることとなっておりますけれども、アスベストはNO₂、SPM以上に非常に有害性が高いので、もちろんこのように書かれておりますので、適切に処理、処分を行っていただけたらと思いますけれども、見つかった場合、解体工事の最中にアスベストの飛散がないということの測定などをしていただくというお考えはあるのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 通常ですと、工事を施行するに当たりまして、例えば今回の建物につきましては、アスベストがあると既にある程度分かっているビルでございますので、当然ながら、解体工事をする際には、ここにありますとおり、アスベストを撤去するときのアスベスト飛散防止対策マニュアルだとか大気汚染防止法だとか、環境確保条例の関係法令に基づき適切に処理、処分を行うと記載されてございますので、委員のおっしゃるとおりの対応を図るものと考えられます。

○佐々木委員 ありがとうございます。

そのように対応していただければと思います。

○平手第二部会長 よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○藤倉委員 今のことに関連して。

アスベストは、あれば当然測るのですけれども、アセス制度として、例えば事後調査計画に入れ、事後調査として報告をさせるのかどうかというところはどのようなのですか。

○真田アセスメント担当課長 例えば、廃棄物のほうでは当然、そういうのは事後調査報告でありますけれども、大気汚染のほうでアスベストの測定というか濃度を測定するというのが今回の予測評価には入っていないです。

今回の物質濃度については、特に事後調査でも報告はないものと考えています。

○平手第二部会長 よろしいですか。

一言ありますか。

○佐々木委員 もちろん飛散がないという確認は、作業をする方々、それから後々の周辺環境にNO₂やSPMと比較にならないほど有害性が高いので、しっかりとやっていただければ、ここに報告云々とは別に、事業者は適切に行うと書いてございますので、そのようにしっかりやっていただければと希望いたします。

○真田アセスメント担当課長 そのように、事業者のほうにきちんと伝えてまいります。

○平手第二部会長 それでは、池本委員。

○池本委員 現地調査結果が2回行われていたり、公定法と簡易法を使っていたりと、いろいろ複雑な状態になっていると思っています。

70ページのところで、そういう状況で比較をするような形で結果を出されていて、どのように解釈されているのかなと読んだのですけれども、特に冬季1と2とかを比較させていただくと、それなりに差があるのかなと読めるようなぐらいの数字の差があるのかなということも感じました。

資料編の25ページのほうに詳細を比較していますということで、読んでみたのですけれども、一番最後の文章で、高い相関にあって、濃度の大きな違いはないと考えられるということが書かれていました。

そうかなと思って、その先の28ページ目ぐらいまでを見ますと、前も似たようなことがあったのですけれども、一番上の表2.1-5(3)の表で、一番上の例えばNo.1地点で、2月20日に0.072が出ているのですが、それより前の5日間はかなり低い数字になっている。大体は合っていたのですが、翌日も高いのですけれども恐らく2月20日に引っ張られて、冬季1のほうが高く出ているのかなと感じられました。

そういったことが、よく読むと何となくそうやって見えてくるので、この日に何かあったのか、もしそういった要因があるのであれば、どこかにコメントで加えておくと、道路環境

なので、この日が特別に、例えば交通量が多いので上がったとか、ほかの一般環境の大気の測定局でも高かったとか、そういったことがあるといいのかなと感じました。

これは意見です。以上です。

○真田アセスメント担当課長 その辺は事業者を確認して、数字に差があるということについて、分かれば、評価書にできれば記載をしていきたいと考えてございます。

○平手第二部会長 ほかに何かございますでしょうか。

それではよろしければ、大気汚染につきましては意見なしということで進めたいと思います。

次に、日影について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、評価書案の247ページをご覧ください。日影でございます。

現況調査でございます。調査事項及び選択理由なのですが、調査事項としては日影の状況、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況、既存建築物の状況、地形の状況、土地利用の状況、法令による基準等となっております。

調査地域でございます。調査地域としては、計画建築物による日影が生じると予想される地域としてございます。

調査方法です。まず、日影の状況なのですが、天空写真を撮影する方法により把握してございます。撮影地点としては、計画建築物による日影が生じると予想され、かつ、不特定多数の人の利用がある地点としてございます。それにつきましては、248ページをご覧くださいませでしょうか。天空写真の調査地点として、Aが旧芝離宮恩賜庭園、Bが区立浜崎公園、Cが浜松町二丁目保育室付近となっております。

それでは、249ページをお開きください。そのほかの調査事項でございますが、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況から既存建築物の状況や法令による基準等、これらにつきましては、既存資料の整理とか解析及び現地踏査によってございます。

調査結果でございます。日影の状況です。主要な地点における現況の日影の状況なのですが、表8.7-4のとおりでございます。

計画地及びその周辺の建築物により、最大7時間10分の日影が生じてとなっております。これは表8.7-4のC、浜松町二丁目保育室付近の冬至日において、約7時間10分の日影が生じてとなっております。

250ページをご覧ください。こちらは日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」でございます。

こちらにつきましては、252ページをお開きいただけますでしょうか。特に配慮すべき施設でございます。この中で、計画地北側のところ、ちょうどNo. 35に浜崎公園というものがありまして、そのさらに北側にNo. 51、これが旧芝離宮恩賜庭園であります。計画地の東側にNo. 49の芝浦運河沿緑地、南側にはNo. 17の太陽の子シーバンス保育園がございます。計画地の南側にもNo. 49の芝浦運河沿緑地がございます。

また、計画地の北側なのですが、254ページをご覧くださいますと、指定文化財といたしまして、No. 27にガス創業の地というものと、No. 5の旧芝離宮庭園というものがございます。

255ページをご覧ください。既存建築物の状況でございます。計画地及びその周辺における主な高層建築物の状況でございます。

これにつきましては、256ページをご覧くださいいただけますでしょうか。現在、計画地内には、No. 5にあります東芝本社ビル、高さ165mがありまして、そのさらに北側、No. 15は東京ガスビルディング、高さ116m、計画地の南側No. 6につきましてはシーバンスビルで高さが約106m、北西側にはNo. 8のクレストフォルム芝タワー、高さ約136mといったものがございます。

257ページをお開きください。この中で法令による基準等なのですが、今回、日影規制ということで、計画地の用途地域としては、準工場地域に指定されています。

258ページをご覧くださいいただけますでしょうか。計画地の用途地域は準工業指定地域でございます。こちらについては日影規制の指定はございません。また、計画地の周辺の用途地域なのですが、ご覧いただきますと、紫色の準工業地域、オレンジ色の商業地域が大部分を占めておりますが、計画地の北側には芝離宮恩賜庭園がありますが、これは第一種住居地域ということで、日影規制の対象となっております。

259ページをご覧ください。予測でございます。予測事項としては、冬至日における日影の範囲や日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度、②として、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度としてございます。

予測の対象時点については、工事の完了後、計画建築物の日影が最も長くなる冬至日としてございます。

予測地域としては、冬至日の真太陽時における8時から16時までに、計画建築物による日影が生じると想定される範囲でございます。

予測方法ですが、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度となっておりますが、こちらはコンピューターによる計算及び作図をする方法をと

っております。

日影図の測定面の高さにつきましては、日影規制の条例と同様、平均地盤面から4m上がりの部分における日影としてございます。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度につきましては、現況の天空写真に、今回の計画建築物の射影を合成した天空写真を作成することによって、日影の状況の変化を予測してございます。

260ページをご覧ください。予測結果でございます。今回、冬至日における日影の範囲等について予測をしてございますが、261ページの図面を見ていただけますでしょうか。こちらは時刻別の日影図ですが、8時から16時の時間帯で日影が及ぶ範囲、これは計画地の敷地範囲から8時には北西側に約1,500m、12時には北側に約350m、16時には北東側に約1,600m及ぶと予測してございます。

263ページをお開きください。今度は等時間日影図でございます。1時間以上の日影が及ぶ範囲は計画地の北西側から北東側にかけて最大で約600mの範囲と予測してございますが、今回、日影規制の区域に生じる日影は2.5時間未満であり、日影規制の範囲内におさまると予測してございます。

また、計画建築物による4時間日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の70m程度の限られた範囲であると予測してございます。

264ページをご覧ください。日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度でございます。1ページ戻りまして、263ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらにつきましては、配慮すべき施設及び指定文化財などの等時間における日影の影響につきましてでございますが、例えば263ページのNo. 16、芝離宮恩賜庭園のちょっと西側になりますけれども、浜松町二丁目保育室付近につきまして、1時間から2時間。あと、計画地のすぐ北側にありますNo. 35の浜崎公園について2時間から4時間。No. 49をご覧くださいませ。計画地の東側に芝浦運河がありますけれども、No. 49の芝浦運河沿緑地の一部について、1時から2時間、No. 51、計画地の北側にある旧芝離宮恩賜庭園の一部において1時間から2.5時間という日影が及ぶと予測しております。

今回、天空写真をつくりまして、計画建築物による日影の状況を予測した合成天空写真についてですけれども、まず265ページをお開きください。先ほどのA地点、芝離宮恩賜庭園における天空写真の比較なのですけれども、こちらは計画建築物により、冬至日において約10

分の日影時間が増加すると予測してございます。

266ページをお開きください。今度、計画地のすぐ北側にあります浜崎公園なのですが、こちらについては計画建築物により、春秋分日において約1時間10分、冬至日においては約1時間40分の日影時間が増加すると予測してございます。

267ページをお開きください。C地点においては、夏至日、春秋分日及び冬至日ともに計画建築物による日影の増減はないと予測してございます。

268ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置としては、長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするために、N棟及びS棟の2棟の高層棟を南北に配置するといったことによって、日影の範囲を小さくしている。あと、高層棟の東西面を立体的に壁面後退させる形状とする。あと、高層棟は計画地北側の敷地境界からできる限り離れた配置とすることによって、日影の影響を受ける範囲を低減しているというものでございます。

評価でございます。

評価の指標としては、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制としてございまして、評価の結果でございますが、計画建築物により、日影規制区域に生じる日影、芝離宮恩賜庭園なのですが、2.5時間未満と予測され、評価の指標とした日影規制に定める規制値を満足するとしてございます。

また、計画地周辺への日影の影響を低減するために、環境保全のための措置でありますような高層棟を南北に配置するとか、あるいは東西面を立体的に壁面後退させる形状といったことにより、冬至日において計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲はおおむね計画地北側70mの限られた範囲である。したがって、日影の影響は小さいものと考えるところでございます。

それでは、資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。

資料の8ページでございます。今回、日影につきましては、都民の主な意見、関係区長の意見ともになしでございました。これにつきまして、担当の委員でございます平手委員と検討した結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、日影につきましては私が担当いたしましたので、補足させていただきます。

まず、今、事務局からも話がありましたように、配置計画等で日影を減らすように努力さ

れているということ。それから、日影規制がかかるのは芝離宮の庭園のみということで、ここについても一応、規制を満足しているということがあります。そのようなことで、意見なしということにさせていただきました。

それでは、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

御意見がないようですので、日影につきましては意見なしとさせていただきます。

次に、自然との触れ合い活動の場について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、評価書案の339ページをお開きください。自然との触れ合い活動の場でございます。

まず、現況調査でございますが、調査事項及び選択理由です。調査事項としては、主要な自然との触れ合い活動の場の状況、地形等の状況、土地利用の状況、自然との触れ合い活動の場に係る計画等、法令による基準等がございます。

選択理由としては、工事の完了後、緑地や親水施設を配置することにより、計画地周辺に存在する自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項にかかわる調査を選択するとなっております。

調査地域ですが、調査地域は計画地及びその周辺とし、調査方法なのですが、主要な自然との触れ合い活動の場の状況については、既存の資料の調査及び現地調査による方法をとっております。

現地調査でございます。340ページをご覧くださいませでしょうか。現地調査なのですが、計画地及びその周辺における主要な自然との触れ合い活動の場の利用状況について調査を行っております。

調査期間は、平成28年あるいは平成29年のそれぞれ2季の平日及び休日に行っております。

調査方法は、2時間ごとに調査地点全域を踏査し、利用目的別に利用者数を目視などで把握することにより行っております。

調査時間帯につきましては、秋季は6時～18時、春季は夜桜見物を考慮し6時～20時までとさせていただきます。

341ページをお開きください。その他の地形等の状況や法令による基準等につきましては、関係する資料の収集あるいは整理あるいは解析によることで調査をしております。

調査結果でございます。

既存資料調査でございますが、計画地及びその周辺における主要な自然との触れ合い活動の場としては、計画地北側にあります新浜公園及び芝浦運河沿緑地がございます。これにつ

きましては、340ページをご覧くださいますとお分かりになるかと思えます。

340ページをご覧くださいますと、新浜公園は現在、計画地内の北と南それぞれ2カ所に分かれて構成されており、木々に囲まれたスペースにベンチあるいは水飲み場が設置され、ゆっくり時間の流れる安らぎある空間となっております。

一方、計画地の東側にある芝浦運河沿緑地は、芝浦運河沿いに設けられており、ベンチが設置されているというところでございます。

現地調査でございますが、まず、新浜公園でございます。新浜公園なのですが、秋季の平日で述べ41人、休日で述べ15人、春季の平日で述べ28人、休日で述べ65人の利用者が確認されています。平日の利用形態としては、近くの保育園の園児たちの遊び場のほか、休息や食事などとしても利用されていたということです。休日の利用形態としては、休息や団らんなどのほか、春季は花見でも利用されていたようでございます。

342ページをご覧ください。今度は、敷地の東側にあります芝浦運河沿緑地でございます。芝浦運河沿緑地の状況としては、4枚の写真にあるとおりでございます。利用状況としては、秋季の平日で述べ101人、休日で述べ27人、春季の平日で述べ153人、休日で述べ46人の利用者が確認されております。平日の利用形態としては、近くの保育園の園児たちの遊び場のほか、休息や食事などとしても利用されていたようでございます。それらについては、12時台に多くの方が利用していたようでございます。

また、休日の利用形態としては、休息や親子の遊び場などとして利用されていたほか、春季は花見でも利用されていたということでございます。

347ページをお開きください。自然との触れ合い活動の場に係る計画等でございますが、「港区まちづくりマスタープラン」の中に「◆全体構想 まちづくりの方針」がございますが、その中で、方針4が緑・水ということで、緑と水の豊かな潤いを創出するというのが方針に掲げられてございます。

347ページの一番下に「◆地域別構想 地区別まちづくりの方針」という記載がございますが、計画地が位置する芝浦港南地区のまちづくりの方針でございます。

その中で、緑・水に関するものとしては、都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成、生物多様性に資する自然回復の場づくり、緑と水の魅力を生かしたにぎわいの場の創出となっております。

348ページをお開きください。今度は「港区緑と水の総合計画」でございますが、この中で関連するものとして、一番下のほうに、計画地が位置する芝浦港南地区の方針というもの

がありまして、芝浦港南地区としては運河と海辺と緑を生かした環境にやさしい魅力的なまちをつくる重点的な取り組みということで、区平均に近づけることを目指した緑被率の向上が掲げられているところでございます。

349ページをご覧ください。予測でございます。

予測事項としては、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度としてでございます。

予測の対象時点としては、工事の完了後としてでございます。

予測地域としては、計画地及びその周辺としてでございます。

予測方法としては、自然との触れ合い活動の場の分布状況と事業計画を照合する方法によってでございます。

予測結果でございます。350ページをご覧くださいませでしょうか。

これが本計画における緑化の計画図でございますけれども、ここにありますとおり計画地内の新浜公園あるいは計画地の東側に隣接する芝浦運河沿緑地を改変する計画としてございます。

しかしながら、分散していた新浜公園は、古川といえますのは計画地の北側、首都高速二号線に隠れていますけれども、この下に流れている川なのですが、古川沿いに集約してございます。また、周辺のオープンスペースと連続したまとまりのある空間としての公園を整備する計画と新浜公園はしてございます。

計画地東側の運河沿い、②のところなのですが、こちらには緑や水を感じられる親水性の高い空間を創出する計画としてございます。

さらに、計画地西側、350ページの③には、緑化を施した大規模なオープンスペースを設けることにより、旧芝離宮恩賜庭園の緑から計画地西側のオープンスペース、古川沿いの新浜公園などのオープンスペース、運河沿いの緑へと連続する緑と水の魅力を生かしたにぎわいの場が形成され、活用できると予測しているものでございます。

351ページをご覧ください。こちらが芝浦運河の対岸より今回の計画地に立つ2棟のビルの真ん中にあるセントラルプラザを望むという整備イメージ図でございます。上がセントラルプラザを芝浦運河対岸より見たものと、あと新芝浦橋から計画建築物を望んだところでございます。

次に、352ページをご覧くださいませると、計画地西側に整備されるという大規模な緑化についてのイメージ図となっております。

353ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。

現在、分散していた新浜公園なわけですが、これを古川沿いに集約し、周辺のオープンスペースと連続したまとまりのある空間としての公園を整備する。

計画地東側の運河沿いには、緑や水を感じられる親水性の高い空間を創出する。

計画地西側には、緑化を施した大規模なオープンスペースを設けるとしてございます。

予測に反映しなかったものとしては、運河沿いには、水辺に向かっておりていくステップ状のオープンスペースを連続させ、人々が運河や緑を眺めて楽しめる親水性の高い空間形成を図るとしてございます。

親水空間は、人々が運河を眺めたり、座って憩える階段状とし、高木を列植・多層で立体的に施すことにより、緑の骨格を形成する。

四季折々の花や緑陰を楽しみながら歩行できる空間として整備するとしてございます。

次に、評価でございます。

評価の指標につきまして、緑と水の魅力を生かしたにぎわいの場を創出することを評価の指標としてございます。

評価の結果でございます。本事業の実施により、新浜公園や芝浦運河沿緑地の一部が改変されるが、分散された新浜公園は古川沿いに集約し、周辺のオープンスペースと連続したまとまりのある空間としての公園を整備する計画である。

また、計画地東側の運河沿いには、緑や水を感じられる親水性の高い空間を創出する計画であること。さらに、計画地の西側には緑化を施した大規模なオープンスペースを設けることにより、旧芝離宮恩賜庭園の緑から計画地西側のオープンスペース、古川沿いの新浜公園等のオープンスペース、運河沿いの緑へと連続する緑と水の魅力を生かしたにぎわいの場が形成され、活用できると予測しているとなっております。

以上のことから、緑と水の魅力を生かしたにぎわいの場が創出されるものと考えるところでございます。

それでは、資料にお戻りいただきまして、9ページ目をお開きいただけますでしょうか。今回、都民の主な意見及び関係区長の意見としては特にございませんでした。

池邊委員と項目検討をさせていただいた結果、意見ありとさせていただいてございます。

資料の10ページをお開きください。自然との触れ合い活動の場でございます。

意見でございます。

まず、1として、計画地西側に緑化を施した大規模なオープンスペースを整備する計画としているが、自然との触れ合い活動の場として持つ機能が明らかになるよう、具体的な整備方

針や利用目的を記述すること。

2として、分散していた新浜公園を古川沿いに集約し、周辺のオープンスペースと連続したまとまりのある空間として公園を整備する計画としているが、主に花見や休息等として活用されている現状の新浜公園の利用状況を踏まえ、オープンスペースの整備に当たっては、できる限り既存樹木を用いるなど継続性に配慮した計画となるよう努めることとしてございます。

それぞれ意見の取り扱いについての事務局案としては、指摘の趣旨を答申案に入れるとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○平手第二部会長 池邊委員、何か補足することはございますでしょうか。

○池邊委員 ありがとうございます。

それでは、少し補足させていただきます。

先ほど、資料の御説明の中で、利用者に関しての調査がなされているということがありましたが、資料の340ページを見ていただきたいのですけれども、この調査に主に使われたと思われる緑地は、新浜公園②という本計画では緑地がなくなる区域でありまして、それが集約的につくられるというのは、敷地の北側でございますけれども、新浜公園①というところに集約されるということでございます。

それらを具体的に見ていただきますと、350ページに具体的な触れ合い活動の場の位置図となっております。新浜公園が敷地の北部、上のほうに集約されたという形で出されています。

集約されたというと、少し大きくなっていいという評価もあるかもしれないのですけれども、252ページに戻っていただきたいのですが、先ほど御説明いたしました新しい新浜公園ではなくて、旧新浜公園のところを利用していた保育園児等が具体的にどこから来ていたのかなというのを見ていただきますと、主に黄土色のところが福祉施設でございますが、幾つかの保育園がここにあります。

人数的には非常に少ない利用だと。このぐらいの少ない利用ならば、無視してもいいのではないかという数かもしれませんが、この分布を見ていただく限り、大きな公園は芝公園と恩賜庭園のほうしかなくて、無料で保育園児が行って楽しめる公園というのがない中で、この新浜公園②というところですけども、もともとあったところがそのような利用に供されていたと思われま。

また、具体的に芝浦運河沿緑地⑥というのが340ページの図の下部のほうです。写真でいうと、1ページめくっていただきまして342ページの⑥というところで、比較的大きな緑地の写真が出ていると思うのですが、今回そのあたりも改変されるということになります。

そのため、今回の意見としては、一つには、自然との触れ合い活動の場は、今回提示された351ページ並びに352ページに書かれているようなものは、にぎわいには供するかもしれませんが、自然との触れ合い、特に幼児あるいは住民が活用していたものとは少しほど遠いものとなっているかなという考え方がございます。

もう一つ見ていただきたいのは、356ページ、廃棄物のところでございます。実はこの公園は、当然になくなるということで、どのように処理されるかということで、悲しいことに356ページの上段の部分の文章の下、また、樹木については高木及び中木約1,640本、低木約1万320㎡を伐採し、再利用する計画であるということで、359ページに具体的な高木扱いの樹木が550本、中木扱いの樹木が1,090本、低木のほうは先ほどと同じですけれども、廃棄物という形で出されております。

このあたりは、今、花見や休憩等の活用をされているという現状の新浜公園の利用状況を鑑みますと、持続可能性ということも踏まえ、できる限り既存樹木を用いるなど、継続性に配慮した計画という一文を入れさせていただきまして、周囲の保育園等の既存利用に配慮した形と修正させていただきたいと思ひまして、意見を入れさせていただきました。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、何か御質問がございましたらお願いいたします。

宮越委員。

○宮越委員 資料の352ページの計画地西側の整備イメージということで、イメージ図が載っているのですが、計画地西側の整備イメージ、具体的にはどの辺になるのでしょうか。

というのは、歩行者が歩いている左側に、敷物を敷いてピクニックをしているような絵があるのですが、実際、現地視察で見たときに、ピクニックをするような雰囲気ではなかったように思うのです。

○池邊委員 モノレールの影ですよね。モノレールの足元。

○宮越委員 そうですね。だから、イメージと若干違うのではないのかなということがあるので。

○真田アセスメント担当課長 これは計画地西側ということで、ここはモノレールの通っている場所の西側なので、まだ鉄道の敷地かと思ひますけれども、現在のところでは、にぎわ

いの場を創出するというので、今回の西側についてこのような利用を今のところはイメージされているのではないかと思います。

ただ、これはイメージなので、今後どのような形になるかはまたさらに検討を重ねていくものと推察してございます。

○平手第二部会長 池邊委員。

○池邊委員 一応、27ページの緑化計画の中には、敷地の西側はモノレール軌道下に緑豊かな緑地帯として高木、中木、低木など多層にわたる植栽やグランドカバーを設けて、壁面緑化とかという形で展開させるという形にはなっているのですが、おっしゃるように、私も現地を拝見したときには、そのようには思われぬ。

この場所というのは、まさに山手線とモノレールに挟まれた空間でありますし、先ほど私が指摘した新たに集約される公園のほうも、首都高の脇ということで、公園や子供たちの利用に供するには、余り適した場所とはいえない。

ただ、テラスのほうを除いては、ここの西側の場所しか今のところは確保できそうにないということもありまして、できる限り既存樹木を残すというのは、歩道上空地の運河沿いが少し残せれば、少しでも昔の雰囲気、芝浦運河の雰囲気を残した、景観もあわせた憩いの場となるようにということで、意見を入れさせていただいたということです。

○平手第二部会長 ほかに何かございますでしょうか。

藤倉委員。

○藤倉委員 素人ばい意見で恐縮なのですが、子供たちが新浜公園②という現況のものを利用していたというのは、保育園の遊び方でいうと、この部屋ぐらいの広場があって、その中で鬼ごっこをしたりとか、そういう利用の仕方ですか。

○池邊委員 そうです。園外保育です。

○藤倉委員 そんなに広くなくてもそういう利用の仕方が考えられると思うのですが、今、西側で、議論になった、モノレールの下がオープンスペースになるということなのですが、先ほどの352ページの絵を見ると、余り子供がきゃあきゃあとできるような感じがありません。そうすると、代替する場所としては、今度集約するという新浜公園になるかと思うのですが、先ほどの日影図を見ると、ほとんど日影になっている場所だろうと思うので、ちょっと分からないのですが、例えば新浜公園のイメージ図が全くないので、意図的にないのかとも思うのですが、新浜公園を集約するに当たっては、現②が持っていたような、例えば広場的なものも、日当たりを考慮して確保した上でとか、そういう表現で、何かもう少し

意見を出す必要がないのかなと素人ながら感じましたので、むしろ先生の意見をお伺いできればと思います。

○池邊委員 おっしゃるとおりでございますが、新浜公園につきましては区の公園ということで、民間からの評価書の中にはそこまでの表記ができないということでございます。

ただ、私が考えますに、例えば昨今、虎ノ門にできました赤坂インターシティーのような、全く子供と関係ないようなところでも、オフィス内の保育園がございます。当然のように、ここにもこういう施設ができますと、通常の方で言う、施設内に保育園ができることが想定されるとすれば、その敷地内にできる保育園の園児たちも園外保育ができるような広場というのが、多分ここでは屋上緑化あたりを考えているのではないかと思うのですけれども、ただ、そこをほかの保育園が利用できるかということになりますと、多分閉鎖された空間になるかと思うので、今の利用者は非常に少ないですけれども大事な利用者だと思しますので、ぜひともその辺には配慮していただきたいと思っております。

以上でございます。

○平手第二部会長 いろいろ意見が出ましたので、事務局のほうでよろしく願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 そのように、きちんと事業者のほうに伝えてまいります。
ありがとうございました。

○平手第二部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、自然との触れ合い活動の場につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退室)

(午前11時47分閉会)